

參考資料

(参考 1)

トータルな支援のあり方



個別支援の成果を発揮する場合は、所属クラスや学年

6. まとめーインクルーシブな学校の可能性

- ①障がいや特性に応じた支援は全体の中で活かされる(般化)
⇒全体でお互いを認め合う関係づくり(関係性の1次支援)
⇒小集団での信頼、居場所づくり(関係性の2次支援)
- ②障がいのある生徒への支援は学びのUD化をはじめ、すべての生徒の学習保障につながる(学習の1次支援)
- ③「多様性を認める」はこれからの大切な資質能力

「丁寧な支援から学校が変わる」「すべての生徒を育てる」
⇒府立高校の大切なミッションに

① 3年間を通じた関係づくり



1年次ホームルーム合宿(エンカウンターグループ)

クラス学年・一次支援



体育祭



松高きっちゃん(高校生による子ども食堂)

小集団・二次支援



仲間の会

②授業のUD化

授業の目標と流れを視覚化

- ・学習者が時間と内容の経過を理解することで集中を促す
- ・授業者がその授業のねらいを明確にして授業設計し、構造化をすすめる



本時のねらいと英語のフレーズを視覚化



本時のねらい 体育実技テストを図示

③多様性を大切にする学び

課題研究発表大会



BLACK LIVES MATTER



BODY SHAME
(外見で見下す)とは



スリランカ スタディツアー
と気候変動

(参考2) 知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の学習活動

「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する観点から、多くの授業を通常の学級で受けながら、生徒一人ひとりのニーズに応じて小集団や個別の授業を組み合わせる実施

クラスでの授業

- 生徒の状況に応じて、教員等の付き添いによる支援

【クラスでともに学ぶ授業の割合】

知的障がい生徒自立支援コース ... **69.9%**

共生推進教室 **53.6%**

小集団・個別の授業

- 学習指導要領における教科の目標等に沿った授業計画を立て、スモールステップを重視した授業を実施
- 学校設定教科・科目を活かした自立をサポートする科目では、生徒に卒業後の地域等で豊かに生きる力の育成を目的として、関係機関と連携し作業実習等を実施

【参考】知的障がい生徒自立支援コース生徒の時間割（例）

	月	火	水	木	金		
基礎学力の育成	1	P国語	現代文	P数学	課題研究(個別)	日本史	クラス授業 選択授業 個別授業
	2	日本史	体育	基礎社会	P国語	現代文	
サポートなし	3	美術	音楽Ⅲ	LHR	家庭総合	園芸デザイン	サポートあり
	4	美術	音楽Ⅲ	総合	体育	園芸デザイン	
	5	基礎社会	グループワーク	漢字検定	課題研究	就労実習	自立をサポートする科目
	6	P数学	グループワーク	漢字検定	課題研究	就労実習	

第32回大阪府学校教育審議会資料

「インクルーシブな学校をめざして～大阪府立松原高等学校のとりくみ～」より(一部加筆)

共生推進教室の特色 ～本校との連携による職業観・勤労観の涵養～



共生推進教室の特色として、週1回（火曜日）に本校（高等支援学校）に登校し、職業に関する専門教科を学習

本校での授業例

清掃（ビルメンテナンス）、喫茶販売（接客）、木材加工、農園芸、福祉、物流サービス など

(参考3) 知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の取組み

クラスでの活動に加え、学校行事や部活動等において他学年の生徒とともに活動

学校行事・部活動

各校における生徒間の交流を促す取組例

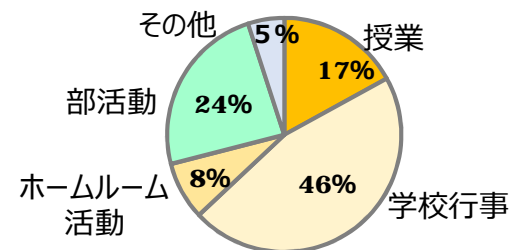
年度当初のクラス開き

障がいのある生徒だけでなく、クラスみんなで「がんばりたいこと」や「にがてなこと」、「支えてほしいこと」などを紹介しあう

体育祭や文化祭

生徒会が中心となって「みんなが楽しめる種目」を相談・決定

知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室生徒対象アンケート「学校生活でよかったと感じたこと」



【部活動への加入率（令和2年度）】

知的障がい生徒自立支援コース ……81.1%

共生推進教室 ……………81.6%

共生推進教室の生徒も設置校（高校）の部活動に参加し、公式戦や発表会に参加

自立支援推進校・共生推進校生徒対象アンケート（自由記述抜粋）



● 知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室在籍生徒より「『高校で部活動をやりたい』というのが学校を選んだ理由のひとつ」

● 同級生より「大会に向けて一緒になって取組んだことが印象的」

進路指導

○過去3年間（H29～R元）の就職率

卒業年度	H29	H30	R元
知的障がい生徒自立支援コース	48.1%	40.7%	48.0%
共生推進教室	61.9%	73.9%	79.2%

* 就職を希望する生徒の就職率は100%

○就職以外の進路状況

【進学等】

- ・ 四年制大学、短期大学、専門学校
- ・ 職業訓練の受講

【福祉サービスの利用】

- ・ 就労継続支援B型
- ・ 就労移行支援
- ・ 自立訓練（生活訓練）

● 卒業後の自立に向けた「進路のてびき」等を作成し、生徒・保護者と共有

● 3年間の進路指導において、計画的に職場体験実習を実施するとともに、地域の支援機関と連携

(参考4) 知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の設置状況

- 令和3年4月現在、知的障がい生徒自立支援コースを11校（府立9校・大阪市立2校）、共生推進教室を府立10校に設置
- 地域バランス、通学の利便性や安全性、教育課程の多様性、地域との連携状況等をふまえて設置

知的障がい生徒自立支援コース 設置校（自立支援推進校）

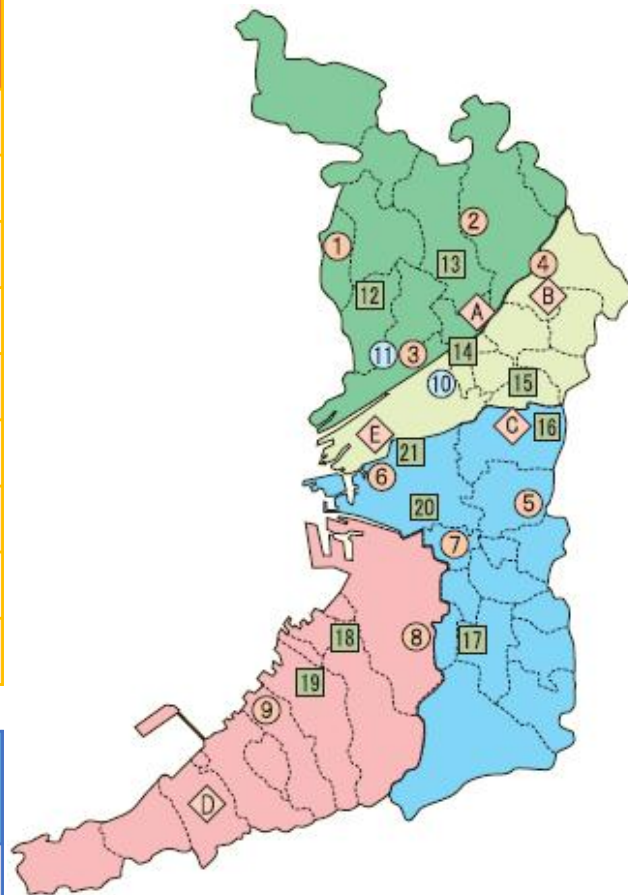
- ① 園芸高等学校
- ② 阿武野高等学校
- ③ 柴島高等学校
- ④ 枚方なぎさ高等学校
- ⑤ 八尾翠翔高等学校
- ⑥ 西成高等学校
- ⑦ 松原高等学校
- ⑧ 堺東高等学校
- ⑨ 貝塚高等学校

(参考)

大阪市立高等学校の知的障がい 生徒自立支援コース設置校*

- ⑩ 市立桜宮高等学校*
- ⑪ 市立東淀工業高等学校*

* 令和4年度大阪府へ移管



共生推進教室設置校 （共生推進校）

- ⑫ 千里青雲高等学校
- ⑬ 北摂つばさ高等学校
- ⑭ 芦間高等学校
- ⑮ 緑風冠高等学校
- ⑯ 枚岡樟風高等学校
- ⑰ 金剛高等学校
- ⑱ 信太高等学校
- ⑲ 久米田高等学校
- ⑳ 東住吉高等学校
- ㉑ 今宮高等学校

本校となる 高等支援学校

- | | |
|----|----------------|
| ◇A | とりかい
高等支援学校 |
| ◇B | むらの
高等支援学校 |
| ◇C | たまがわ
高等支援学校 |
| ◇D | すながわ
高等支援学校 |
| ◇E | なにわ
高等支援学校 |

第5次大阪府障がい者計画（案）（関係部分抜粋・下線太字化）

Ⅱ 生活場面「学ぶ」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる

＜現状の評価と課題＞

障がい児のニーズは多様化しており、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するインクルーシブ教育を基本に、障がいの有無に関係なく、地域の課題も含め、全ての児童生徒等の「学ぶ」を保障し、誰一人として取り残さない教育のさらなる推進に向けた環境整備、通学・学習保障等の課題解決を図る必要があります。

とりわけ、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援をはじめとする多様な学習の機会を確保する取組みや、学校における合理的配慮の浸透に向けた教員の資質向上に向けた研修などが必要です。

また、最重点施策の一つである専門性の高い分野への支援として、発達障がいのある幼児・児童が早期に質の高い療育・教育を受けることができる環境整備や、医療依存度の高い重症心身障がい児の学習機会の確保を図っていきます。

さらには、学校卒業後の就労や地域生活までを見据え、家庭と教育と福祉、労働機関等が連携した、働く力や生活する力を身に付けることができるような教育の推進や、障がいや年齢にとらわれず、学習の機会や選択肢が限定されることなく、生涯を通じて、学びたいときに学ぶことができる環境整備が必要です。幼児期から社会に出るまで一貫して、学びの機会を得ることができる大阪の実現をめざします。

なお、大阪府では、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」（以下「手話言語条例」という。）に基づき、関係団体との連携のもと、乳幼児期からの言語としての手話獲得・習得支援や全ての府立聴覚支援学校の教員向け手話習得支援などの先進的な施策を展開しています。引き続き手話言語条例に基づく施策を保健医療機関や学校などの関係機関との連携のもと、より一層推進します。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 早期療育を受ける

- 乳幼児健康診査等の受診率向上を図り、聴覚障がいや視覚障がいを早期発見し、早期支援につなげるなど、健診後の支援の充実に努めます。
- 具体的には、令和2年6月に運営開始された府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児や視覚障がい児への相談支援や関係機関との連携による支援、治療等に速やかにつなげるとともに、保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら障がい児への相談支援・情報提供の充実に努めます。特に難聴児については、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、乳幼児期手話言語獲得ネットワーク等を活用して、福祉・保健医療・教育等の関係機関とさらなる連携を図ります。
- 国の児童発達支援ガイドラインにおいて、提供すべき児童発達支援として位置づけられている「本人支援」「移行支援」「家族支援」「地域支援」という視点は、府内全ての障がい児支援に共通する重要かつ不可欠なものです。
- 障がい児入所施設については、専門的機能の強化を図りつつ、地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援など地域に開かれたものとなることが求められています。また、福祉型障がい児入所施設入所児の障がい者福祉サービスへの円滑な移行についての協議体制の整備に努めていきます。
- 重症心身障がい児をはじめとする障がい児が身近な地域で療育や支援を受けることができるよう、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保と質の向上に努めます。
- さらに、在宅の障がい児の地域生活を支えるため、地域における障がい児支援の中核となる児童発達支援センターの設置並びに当該センターにおける保育所等訪問支援の実施に向けた市町村支援及び障がい児通所支援事業所等に対する機関支援を充実するなど、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。
- 放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所等についても、療育機関としての機能を十分に発揮し、学校や障がい児相談支援事業所等の関係機関と緊密な連携を図り、就学時や卒業時などのライフステージの移行段階で支援が途絶することなく、切れ目のない一貫した支援が行われるよう体制の構築を図っていきます。
- 新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援や、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種との協働、

医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援や事業所評価制度などの客観的な情報の活用などにより、事業所の機能確保、サービスの質の向上に努めていきます。

- また、発達障がいについては、乳幼児期等での早期発見・早期支援、個別の教育支援計画の活用促進など教育分野での支援の充実を図ります。高年齢の子ども（概ね9歳以上）が適切な支援につながらないケースもあり、質の高い支援ノウハウを蓄積している機関が不足していると言われていました。今後は、発達支援拠点において高年齢の子どもに対する支援の質の向上や支援ノウハウの蓄積を図るとともに、放課後等デイサービス事業所等への機関支援に努めていきます。
- その他、支援の引継ぎのためのサポートファイルの活用促進などのライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援体制の充実を図ります。併せて、発達障がい児支援のための家族支援としてペアレントメンターの活用やペアレントトレーニング、ペアレントプログラムを実施する市町村を支援します。

(2) 教育を受ける

- 平成28年度に大阪府において実施した障がい者の生活ニーズ実態調査によると、嫌な思いをしたと回答した人が多かった場所は「学校」でした。また「学習において障がいの特性に応じた配慮がない」が最多の困りごとであったことを鑑み、教員等の障がい理解の促進に一層努めるとともに、引き続き通学支援や情報保障などの合理的配慮が確保された学校環境を整備していきます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校等において、障がいのある児童生徒の状況・ニーズ等を把握して「個別の教育支援計画」等を作成し、教育の充実や教育環境の整備を図ります。
- また、医療的ケアが必要な児童生徒が安全かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師や臨床心理士等の配置や医療機関等との連携などに努めていきます。
- さらに、小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍しながら適切な支援が受けられることができる通級指導教室や府立高等学校・支援学校における知的障がいのある生徒の学習機会を確保する「自立支援推進校」「共生推進校」の充実を図ります。
- 療育、保育、教育に従事する教員等の資質向上に向け、障がいに対する理解に関する研修の充実を図るとともに、柔軟かつ適切な教員等の配置等を行います。併せて、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。

- 以上のことを踏まえ、府立支援学校が地域の支援教育の充実を推進するセンターとしての役割を発揮し、地域の小・中学校における校内支援体制の構築や教職員の専門性の向上のサポートをはじめとした、校種間や医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図ります。
- 就職率などの数字だけにとらわれず、個々人の障がい特性やニーズに応じた多様な進路の選択を確保し、将来の進路を主体的に選択できるよう、地域での自立生活に向けた学びの機会や職場見学等の機会を確保するなど進路指導を充実するとともに、教育、労働、福祉等の関係機関が連携し、職場定着までを見据えた支援に取り組んでいきます。
- ライフステージに応じた切れ目のない支援を確保するため、学校と障がい児通所支援事業所等とが連携し、地域での課題と学校での課題や支援方針を共有して、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を充実することにより、将来の地域での自立生活に向けた個別支援を強化させていきます。

(3) 地域で学ぶ

- 生涯学習について、聴覚障がい者や視覚障がい者が利用できるものになっていないなど、十分に環境が整っていない状況があります。障がい者が自ら選択できるよう、障がい特性に応じた配慮や情報保障を図っていきます。
- 学校在学中から自立生活に向けた職場実習の機会を拡充するとともに、将来の自立した生活に向けた対人関係やコミュニケーション力などを幅広く学ぶことができるよう、学校卒業後の学びの場も確保していきます。
- また、卒業後の学びの場の確保にあたっては、スポーツ・文化芸術関連施設や生涯学習センターや図書館・公民館などの社会教育施設等の活用も必要です。障がい者だけではなく、家族も一緒に様々な学びの場に参加できるようにすることによって、家族へのサポートにもつながっていくことも期待されています。